

公告第25号

経営管理権集積計画の策定について

下記森林について、森林経営管理法第4条第1項により経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項により公告する。
なお、定めた経営管理権集積計画については、下記の場所において縦覧に供する。

令和4年11月1日

宇和島市長 岡原 文彰

1 経営管理集積計画の対象森林

整理番号	所在・地番	林班	小班	枝番	地目	面積 (ha)	経営管理権の 存続期間	備考
集字4-4	三間町田川 953	350	37	1	山林	3.2080	10年 (2022.11.1～2032.10.31)	
				2				
集字4-5	三間町田川 941-1	350	25	1	山林	0.7487	10年 (2022.11.1～2032.10.31)	
集字4-5	三間町田川 941-3	350	25	2	山林	0.4572	10年 (2022.11.1～2032.10.31)	

2 縦覧場所 宇和島市産業経済部農林課

3 本公告により、宇和島市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。